

補助金を活用し 安全で緑あふれるまちに

■ブロック塀の撤去に

大規模地震発生時には、ブロック塀の倒壊や転倒が避難の障害物になる恐れがあります。ブロック塀の倒壊や転倒による災害を防ぐため、ブロック塀の撤去に対して補助金制度を設けています。**※撤去前に申請が必要です。**

■補助額

撤去にかかる費用と撤去するブロック塀の延長に基準額（1㎡あたり8,900円）をかけたものとを比較して、いずれか少ない額の1/2以内（1敷地につき上限100,000円）



問い合わせ

都市建設課 都市計画部門 ☎33-2161

■生け垣の新設にも

町では、町民が緑豊かな都市環境の中で快適な生活を営むことができるよう「吉田町緑のオアシス条例」を制定し、緑化推進に努めています。その一環として『吉田町生け垣づくり事業補助金交付制度』を設け、生け垣などを新設する場合に補助金を交付しています。

これから生け垣などを整備しようと計画している人や、地震に備えてブロック塀を取り壊して生け垣にしようと考えている人は、この補助金制度をぜひ利用してください。

■補助の対象

対象となる生け垣づくり事業

住宅用地または事業場用地（500平方㎡以下）の周囲全部もしくは一部に新設する生け垣などで、建築基準法に規定する道路に3㎡以上面していること。

経費

生け垣などの新設に要する経費（工事請負費、材料費、設計費）

■補助額

生け垣などの新設に要する経費のうち、次の①および②の金額を合算した金額（1,000

円未満の端数は切り捨て）とし、50,000円を限度とする。

- ①30,000円以下の金額……全額
- ②30,000円を超える金額……30,000円を超える額に1/2を乗じた額



【生け垣などとは…】

樹木を带状に植え並べた垣根または縁枠に岩石、れんが、ブロックなどの修飾材料を用いた施設に、延長1㎡あたり2本以上の樹木を植えた植樹帯で、地盤面からの高さが50㎝を超えるブロック塀などとの併設がなく、外部から眺望できる部分がおおむね1㎡以上あるもの。

問い合わせ

都市建設課 土木管理部門 ☎33-2124